参考:日本語教育機関認定法ポータルサイトより

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

経過措置期間



左記以外の

現職者※1

令和6年4月1日~ 今和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日~令和11年3月31日まで

※ | 平成3 | 年4月 | 日(法施行5年前)~令和 | 1年3月3 | 日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定 を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者 (D-2)(D-I)(F-2)(F)

(C) 項目に対応した課程修了者

必須の50項目(※3に掲載さ れたもの。)を実施していること が確認できた現行告示基準教 員要件に該当する養成課程等 (※5)を修了し、学士以上の 学位を有する者

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

目対応前の課程修了者①

左記の養成課程等以外で、5 区分の教育内容(※4に掲載 されたもの。) を実施している ことが確認できた現行告示基 準教員要件に該当する養成 課程等(※5)を修了し、学士 以上の学位を有する者

講習Ⅱ

講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

現職者※|に限らず必須の50 現職者※|のうち必須の50項 現職者※|のうち必須の50項 目対応前の課程修了者(2)

> 左記2つに該当しないもの の、現行告示基準教員要件 に該当する養成課程等を修 了し、学士以上の学位を有 する者

現職者※1のうち民間 試験に合格した者①

昭和62年4月1日~平成15 年3月31日の間に実施され た日本語教育能力検定試験 (公益財団法人日本国際教 育支援協会) に合格した者

現職者※1のうち民間 試験に合格した者②

年3月31日の間に実施され た日本語教育能力検定試験 (公益財団法人日本国際教 育支援協会) に合格した者

平成15年4月1日~令和6

講習 I 講習修了認定試験

護習Ⅱ 講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

講習 I 講習修了認定試験

護習Ⅱ 講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除

実践研修 免除

※基礎試験 、応用試験 免除でも出

願は必要。

護習Ⅱ 講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除

実践研修 免除

応用試験

基礎試験

実践研修 免除



- ※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、 大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学 の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。
- ※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会
- ※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議
- ※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開。